令和5年度障害福祉サービス費等の請求に係る調査について

(目的)

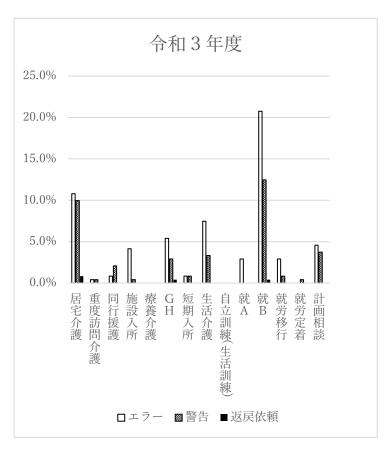
第6期貝塚市障害福祉計画の「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る構築」の取り組みの一環として、報酬請求に係る過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切な実施などにより、事業所等のサービス等の質を向上させることを目的とする。

(1) エラー及び警告の割合

- ○エラー:大阪府国保連合会の一次審査において、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものと判断され、返戻となるもの
- ○警告:大阪府国保連合会の一次審査では判断ができず、貝塚市での二次審査での判断に なるもの
- ○返戻依頼:事業所から返戻の依頼があったもの

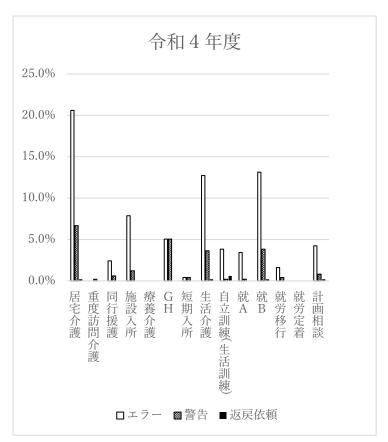
サービス毎のエラー及び警告の割合(比較) (令和3年4月~令和4年3月請求分)

	エラー	警告	返戻依頼	全体
居宅介護	10.8%	10.0%	0.8%	21.6%
重度訪問介護	0.4%	0.4%	0.0%	0.8%
同行援護	0.8%	2.1%	0.0%	2.9%
施設入所	4. 1%	0.4%	0.0%	4.6%
療養介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
GH	5.4%	2.9%	0.4%	8. 7%
短期入所	0.8%	0.8%	0.0%	1. 7%
生活介護	7. 5%	3.3%	0.0%	10.8%
自立訓練	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(生活訓練)	0.0%	0.0/0	0.0%	0.0%
就A	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%
就Β	20.7%	12.4%	0.4%	33.6%
就労移行	2.9%	0.8%	0.0%	3. 7%
就労定着	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%
計画相談	4.6%	3. 7%	0.0%	8.3%
全体	61.0%	37. 3%	1.7%	100.0%



(令和4年4月~令和5年3月請求分)

	エラー	警告	返戻依頼	全体
居宅介護	20.6%	6. 7%	0.2%	27.5%
重度訪問介護	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%
同行援護	2.4%	0.6%	0.0%	3.0%
施設入所	7. 9%	1.2%	0.0%	9.1%
療養介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
GH	5. 1%	5. 1%	0.0%	10.1%
短期入所	0.4%	0.4%	0.0%	0.8%
生活介護	12. 7%	3.6%	0.2%	16.6%
自立訓練	3.8%	0. 2%	0.6%	4.6%
(生活訓練)	3.0%	0. 270	0.0%	4.0%
就A	3.4%	0.2%	0.0%	3.6%
就B	13. 1%	3.8%	0.2%	17. 2%
就労移行	1.6%	0.4%	0.0%	2.0%
就労定着	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計画相談	4. 2%	0.8%	0.2%	5. 3%
全体	75. 4%	23. 2%	1.4%	100.0%



- (2) よく見られるエラーメッセージ
- ① 受付:該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています
- ② 資格:該当の請求情報は既に支払確定済です
- ③ 支給量:実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません
- ④ 資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
- ※上記①、②のエラーメッセージを合わせると、エラー全体の約54%。

【エラー編】エラー対応マニュアル (参考)

No	エラー	エラー	主な原因	対処方法	
	コード	メッセージ			
		受付:該当	①同じ受付月に同一の請求情報	例①1回目送信分の請求のみ受付	
		の請求情報	が複数送信されているため。	され、2回目以降に送信された請求	
		は既に受付	②同じ受付月に同一市町村請求	分が返戻となっています。1回目の	
		済、または	情報(提供年月)が複数送信され	請求に誤りがある場合は、市町村へ	
		請求情報内	ているため。	過誤申立を行ってください。1回目	
		で重複する		と2回目の請求情報が同じ場合は	
1	EC01 情報が存在 【例】		【例】	特に対処の必要はありません。	
		しています	①1回目送信分の内容誤りに気		
			づき、1回目の請求情報の取消し	例②同一市町村同一サービスの場	
			を行わず、再度請求情報を送信し	合は、請求情報を分けずに送信して	
			た場合。	ください。	
			②同一市町村・同一サービス月の	【種別:請求書】の重複はサービス	
			利用者の請求書を複数に分けて	費等の支払には影響がないため、特	
			送信した場合。	に再請求の必要はありません。	
		資格:該当	過去に同一受給者(同サービス提	過去に同一の請求を行っていない	
		の請求情報	供月)の請求が行われ、支払い済	か確認してください。すでに支払済	
		は既に支払	みとなっているため。	みとなった請求の再請求を行う場	
		確定済です		合は、市町村へ過誤申立を行ってか	
2	ED01		【例】	ら請求してください。	
			既に支払い済みの請求内容に誤	※特に変更等ない場合は、支払いは	
			りがわかり、市町村等に過誤申立	されていますので処理の必要はあ	
			せずに、再度修正した請求情報を	りません。	
			送信した場合。		

			1
	支給量:実	請求明細書と実績記録票は、基本	返戻等一覧表より請求明細書が返
	績記録票に	的にセットで請求するため、「請	戻となった、もしくは請求明細書の
	該当するサ	求明細書が返戻となった場合」も	送信が漏れていないか確認してく
	ービスが請	しくは「請求明細書の請求がない	ださい。
PP19	求明細書に	場合」は実績記録票も返戻となる	
	存在してい	ため。(一部、実績記録票が不要の	
	ません	サービスもあります)	
	資格:受給	サービス提供年月が受給者証の	・受給者証に記載されている支給決
	者台帳にサ	該当サービスの支給決定の決定	定情報を確認してください。
	ービス提供	支給期間(終了年月日)より後で	・サービス提供年月が受給者証の支
	年月時点で	あるため。【例】令和4年9月サー	給決定期間内である場合は、受給者
EG13	有効な受給	ビス提供分として居宅介護(身体	証に記載されている市町村等にお
	者の支給決	介護)の請求明細情報および契約	問い合わせください。
	定情報が登	情報を作成し請求しているが、受	
	録されてい	給者証の支給決定有効期間が令	
	ません	和4年8月31日で終了している。	
		(表記) (記録) (記録) (記録) (記録) (記録) (記録) (記録) (記	(表記録票に おいてで請求するため、「請求当するサービスが請求明細書が返戻となった場合」もしくは「請求明細書の請求がない場合」は実績記録票も返戻となるため。(一部、実績記録票が不要のません サービスもあります) 「資格:受給が当まりでする。「例」令和4年9月サービス提供分として居宅介護(身体者の支給決定の請求明細情報および契約定情報が登情報を作成し請求しているが、受録されているが、受給者証の支給決定有効期間が令

※大阪府国民健康団体連合会 2023.8「障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード対応マニュアル」参照

- (3) よく見られる警告メッセージ
- ①資格:請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません
- ②資格:受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません

【警告編】エラー対応マニュアル (参考)

No	警告	エラー	主な原因	対処方法
	コード	メッセージ		
		資格:請求	受給者証の利用者負担上限月額	請求明細書の利用者負担上限月額
		情報の利用	と請求明細書の利用者負担上限	の設定内容、または受給者証の利用
		者負担上限	月額に相違がある。	者負担上限月額の登録内容を確認
		月額が受給	【例】	してください。
1	EG26	者台帳の「	受給者証は「37,200円」であるが、	
		利用者負担	請求明細書では「9,300円」の利	
		上限月額」	用者負担上限月額で設定した場	
		と一致して	合。	
		いません		
		資格:受給	受給者証の区分と請求明細書の	請求明細書のサービスコードの設
		者台帳の	サービスコードの設定内容に相	定内容、または受給者証の障害支援
		「障害支援	違がある。	区分の登録内容を確認してくださ
2	PB35	区分」の登	【例】	V,
		録内容に該	受給者証は「区分3」であるが、	
		当する請求	請求明細書では「区分4」の請求	
		ではありま	サービスコードで算定した場合。	
		せん		

※大阪府国民健康団体連合会 2023.8「障がい福祉サービス費等請求に係るエラーコード対応マニュアル」参照

(4)請求情報の修正等

当月の請求情報に誤りがあり、当月に修正する場合は、大阪府国保連合会独自システムである「Oh!Shien」を使用して、1回目の請求情報を削除し、大阪府国保連合会の電子請求受付システム等で修正分の請求情報を送信してください。当月以前の支払い済みの請求情報の修正につきましては、市町村へ過誤申立を行っていただく必要があります。

請求情報を削除する場合は、「Oh!Shien」を使用しない限り削除できませんので、 導入の検討をお願いします。

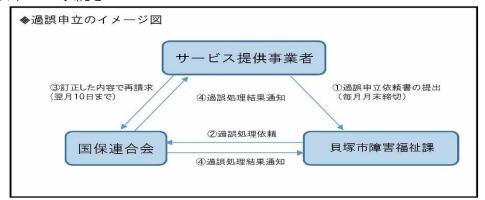
大阪府国保連合会のホームページにあるエラーコード対応マニュアル



大阪府国民健康保険団体連合会 2023

令和元年度障害福祉サービス等報酬改定について

(5) 過誤申立の手続き

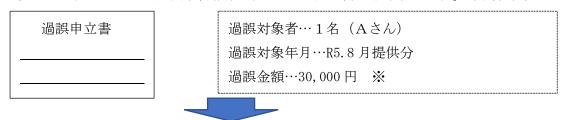


●過誤請求の例

<同月過誤>

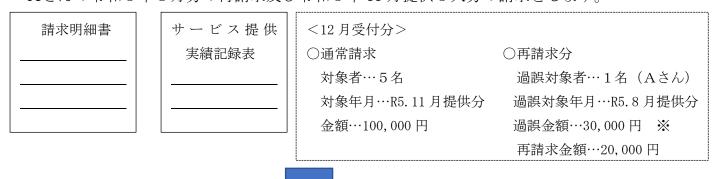
同月過誤とは、国保連合会で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求(正しい金額)を同一月内に行うものです。

1. 令和5年11月末までに貝塚市障害福祉課へ過誤申立書を提出します。(事業者)



- 2. 令和5年12月初旬に国保連合会へ過誤申立データを送信します。(貝塚市障害福祉課)
- 3. 令和5年12月請求受付期間中に国保連合会へ請求。(事業者)

Aさんの令和5年8月分の再請求及び令和5年11月提供5人分の請求をします。



- 4. 令和5年12月受付分が国保連合会で過誤調整され、令和6年1月中旬に事業者へ支払 われます。(国保連合会)
- ※「過誤決定通知書」については、提出月の翌々月に国保連合会より送付されます。

12月請求分・・・・5件 +100,000円 再請求分・・・・1件 +20,000円 過誤分・・・・・1件 -30,000円 合計 90,000円 ←この金額が振込まれます

<通常過誤>

通常過誤とは、国保連合会で審査確定した介護給付費・訓練等給付費等の取下げだけを行うものです。なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後(通常過誤の翌日以降)に国保連合会へ再請求を行います。

- 1. 令和5年11月に貝塚市障害福祉課へ過誤申立書を提出します。(事業者)
- 2. 令和5年12月初旬に国保連合会へ過誤申立データを送信します。(貝塚市障害福祉課)
- 3. 令和5年12月請求受付分より過誤金額の全額が差し引かれ、事業者へ支払われます。
- 4. 令和6年1月請求受付分で再請求を行います。(事業者)
- 5. 令和6年2月中旬に事業者へ再請求分全額が支払われます。(国保連合会)